

# 公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第36条及び第49条第2項において準用する条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、条例第38条及び第49条第2項において準用する条例第38条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

沖縄防衛局長 村井 勝



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
事業者(法対象事業者)の名称 沖縄防衛局  
代表者の氏名 沖縄防衛局長 村井 勝  
主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
2. 対象事業(法対象事業)の名称、種類及び規模  
対象事業(法対象事業)の名称 普天間飛行場代替施設建設事業  
対象事業(法対象事業)の種類 飛行場及びその施設の設置  
公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て  
対象事業(法対象事業)の規模 飛行場の設置:滑走路の長さ1,200m(2本)  
公有水面埋立法による公有水面の埋立て:約155ha
3. 対象事業(法対象事業)が実施されるべき区域  
名護市辺野古沿岸域
4. 事後調査の実施期間  
令和6年度:令和6年4月から令和7年3月まで
5. 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間  
縦覧場所 嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局 一階報道室  
名護市字辺野古1007番地145 名護防衛事務所  
那覇市樋川1丁目15番15号 8階 那覇出張所  
名護市港1丁目1番1号 名護市役所 一階ロビー  
名護市字瀬嵩7番地1 名護市役所 久志支所  
国頭郡宜野座村字宜野座296番地 宜野座村役場 三階企画課  
縦覧期間 令和7年10月8日(水)から同年11月20日(木)まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。)  
縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで